

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

平成25年8月27日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

野口地区工場用地 山下地区工場用地 内地区工場用地 真孝地区工場用地
西牧之原工業団地 国分上野原テクノパーク 口輪野用地 第2岩坂工業団地 小田工業団地 鹿児島臨空団地 上ノ地区工場用地 久留味川工業団地

」を

野口地区工場用地 山下地区工場用地 内地区工場用地 真孝地区工場用地 国分上小川工業団地
西牧之原工業団地 国分上野原テクノパーク 口輪野用地 第2岩坂工業団地 小田工業団地 鹿児島臨空団地 上ノ地区工場用地 久留味川工業団地 岩坂工業団地 崎山工業団地

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく承認基本計画に従って適用する区域及び当該区域の範囲に3工業団地を加えるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。